弁護士費用保険ＡＤＲ
利用マニュアル　Ver.4（補訂）

日本弁護士連合会

2023年10月1日

弁護士費用保険ADR 申立手続の流れ

●p-は，マニュアル記載頁

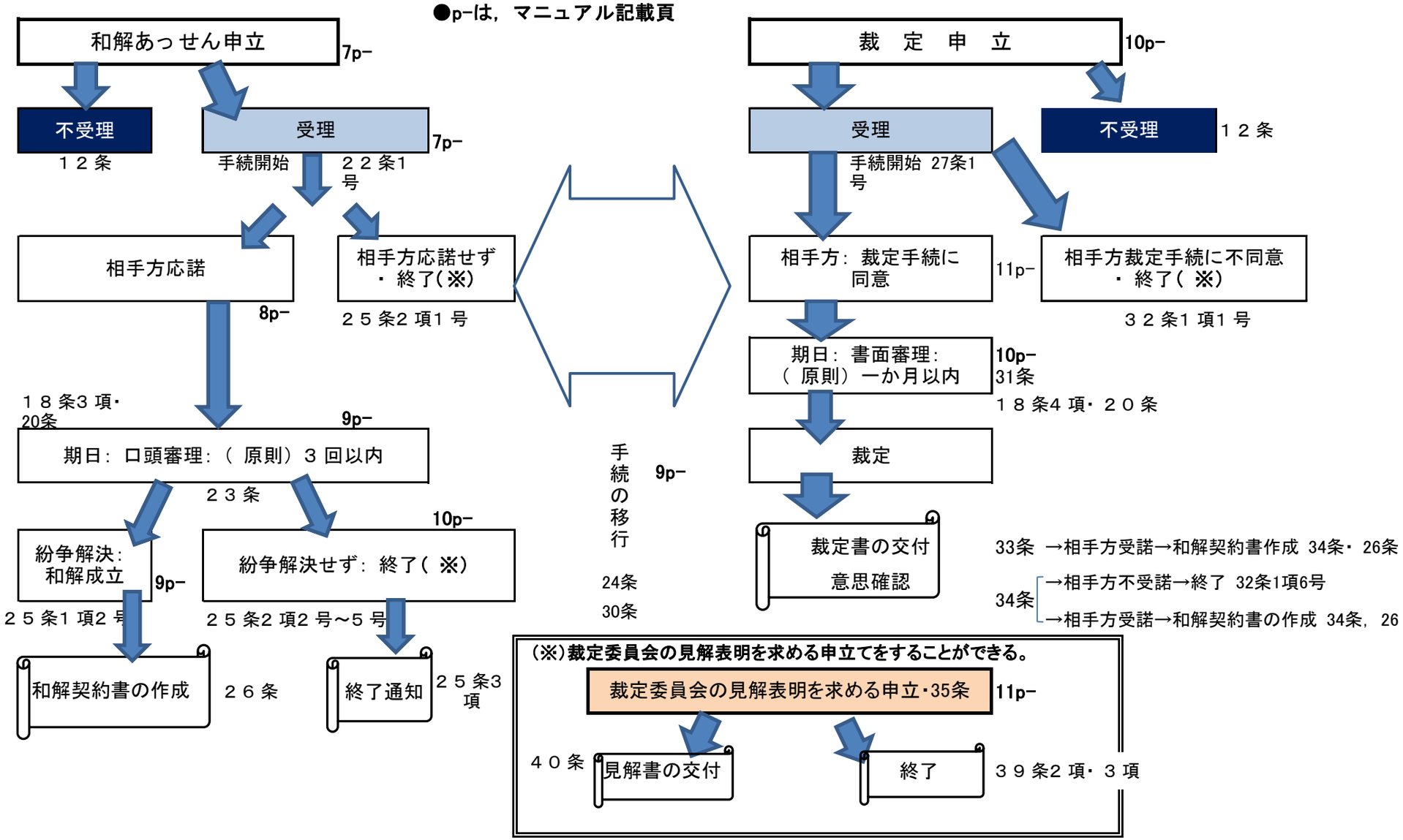

目　　次

第１　弁護士費用保険ＡＤＲの概要

１ 弁護士費用保険ＡＤＲとは …… 1
２ 弁護士費用保険ＡＤＲにおける手続 …… 1
３ 弁護士費用保険ＡＤＲを利用できる当事者，代理人 …… 2
４ 裁定委員・見解表明担当委員 …… 2
５ 手続の実施場所 …… 3
６ 当事者外関係者の手続参加等 …… 4

第２　紛争解決手続

１ 申立てに関する注意点 …… 4
２ 答弁書の作成（【書式１９記載例】参照） …… 6
３ 和解あっせん手続 …… 7
４ 裁定手続～和解あっせん手続との相違点を中心に …… 10

第３　見解表明手続

１ 見解表明を求める申立て …… 11
２ 受理 …… 12
３ 見解表明担当委員の選任 …… 12
４ 審理・調査 …… 12
５ 見解表明 …… 12
６ 終了 …… 13

書式編

１ 和解あっせん／裁定　申出書（①本人　②代理人） …… 15
・記載例 19
２ 委任状 …… 22
２－２ 通知書 …… 23
３ 手続同意書 …… 24
４ 裁定同意書 …… 25
５ 受付通知書 …… 26
６ ご通知　※契約者・被保険者宛他他機関宛申立確認通知 …… 27
７ 受理通知 …… 29
８ 手数料支払依頼書 …… 30
９ 不受理通知（紛争解決申立て） …… 31
１０ 不取扱通知（紛争解決申立て） …… 32
１１ 期日通知書 …… 33
１１－２ 見解表明担当委員通知書 …… 35
１１－３ 裁定委員等変更通知書 …… 36
１２ ご通知　※相手方宛応諾確認通知 …… 37
１３ 手続応諾勧告書 …… 39

１４ 手続参加申出書（①本人　②代理人）　……　41
１５ 参加承認通知書　……　43
１６ 参加不承認通知書　……　45
１７ 手続参加のお願い　……　46
１８ 資料提供のお願い　……　48
１９ 答弁書（①本人　②代理人）　……　50
・記載例　53
２０ 手続移行通知書　……　56
２１ 和解契約書　……　57
２２ 手続終了通知書（紛争解決）　……　59
２３ 裁定書　……　60
２４ 裁定書送付兼確認書　……　62
２５ 取下書　……　64
２６ 見解表明申立書（①本人　②代理人）　……　65
・記載例　……　68
２７ 受理通知書　……　69
２８ 不受理通知（見解表明申立て）　……　71
２９ 見解書　……　72
３０ 見解書送付書　……　74
３１ 手続終了通知書（見解表明）　……　75

第１　弁護士費用保険ＡＤＲの概要

１　弁護士費用保険ＡＤＲとは

日本弁護士連合会（以下「日弁連」といいます。）は，弁護士費用保険（保険金によって弁護士費用が支払われる保険）に関するトラブルを迅速かつ公正に解決することを目的として，「弁護士費用保険ＡＤＲ[1]」を設立し，2018 年１月から運営を開始しました。ＡＤＲとは，”Alternative Dispute Resolution”の略で，裁判外の紛争解決手続を意味します。

申立てができる紛争は，日弁連と協定を締結した保険会社，共済協同組合及び少額短期保険業者が販売する弁護士費用保険に関する紛争であって，①保険金給付義務の有無に関する紛争，②弁護士費用保険の対象となる弁護士費用等の適否又は妥当性に関する紛争，③これらに準ずる紛争であって，ＡＤＲ運営委員会が相当と認めたものとなります（弁護士費用保険に関する紛争解決機関の設置及び手続に関する規則第２条）。

２　弁護士費用保険ＡＤＲにおける手続

⑴　手続の流れ

弁護士費用保険ＡＤＲにおける手続は，「紛争解決手続」と「見解表明手続」に大別され，紛争解決手続はさらに，「和解あっせん手続」と「裁定手続」に分かれています。

各手続の流れや相互の関係については，巻頭のフロー図を参照して下さい。

⑵　紛争解決手続（和解あっせん手続，裁定手続）

ア　和解あっせん手続

和解あっせん手続は，紛争の当事者（申立人・相手方・利害関係人）が，第三者（裁定委員）を交えて話し合いを進め，合意（和解契約）によって紛争を解決するための手続です。

イ　裁定手続

裁定手続は，当事者全員が「裁定委員会の裁定を尊重し，受諾するよう努める」旨の裁定同意書を提出した場合に進められる手続です。紛争の柔軟な解決を図るため，一定の場合には，和解あっせん手続から移行することも，和解あっせん手続へ移行することも可能となっています(規則 24 条, 30 条)。

⑶　見解表明手続

当事者等が和解あっせん手続によっても合意に至らず，また，一部の当事者が裁定同意書を提出しないために裁定手続を始めることもできない場合などには，紛争解決手続を終了するほかありません。しかし，そのような場合であっても，弁護士費用保険ＡＤＲにおいては，一定の場合には，一方当事

[1] 弁護士保険ＡＤＲは，裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第 5 条の規定に基づく法務大臣の認証を受けていません。

者からの申立てにより，見解表明手続を開始することができます（なお，詳細については，規則 35 条 1 項及び後記「第３・１・⑴」（11 頁参照）。その結果，見解表明担当委員会による見解書が作成されると，申立人は，その見解書を別の紛争解決手続（訴訟等）において利用すること（私的鑑定書としての証拠提出など）ができるというメリットがあります。

３　弁護士費用保険ＡＤＲを利用できる当事者，代理人

⑴　当事者について

ア　協定保険会社等

日弁連と，弁護士費用保険ＡＤＲの適正な運営に協力するための協定を締結した保険会社，共済協同組合及び少額短期保険業者です。現在の協定保険会社等については，下記日弁連ウェブサイトをご覧下さい。

https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

イ　契約者等

協定保険会社等が販売する弁護士費用保険の保険契約者又は被保険者を指します。

ウ　受任弁護士

契約者等から弁護士費用保険の対象事故に係る委任事務処理を受任した弁護士です。受任弁護士が，契約者等の代理人としてではなく，独立した当事者となることができる点が弁護士費用保険ＡＤＲの特徴でもあります。

⑵　代理人について

当事者は，代理人を選任することが可能です。ただし，弁護士又は弁護士法人でない者を代理人に選任しようとするときは，裁定委員会（又は運営委員会）の承認が必要とされています。（規則 10 条）

代理人を選任する場合には，所定の委任状【書式２】を提出していただく必要があります（保険会社が申立人の場合は，【書式２－２】が会社から提出されていれば【書式２】は不要です。保険会社が相手方の時は，【書式２】もしくは【書式２－２】どちらか一方の御提出で結構です。）。

４　裁定委員・見解表明担当委員

⑴　裁定委員・見解表明担当委員とは

紛争解決手続（和解あっせん手続，裁定手続）において，手続を主宰するのが裁定委員会です。裁定委員会は，保険精通者・日弁連センター推薦弁護士・学識経験者の３名で構成されることが原則となっています（規則５条２項）。裁定委員は，日弁連理事会で承認された者が登録された裁定委員候補者名簿の中から，弁護士費用保険ＡＤＲの運営を担う運営委員会が選任します。

他方，見解表明手続における手続主宰者は，見解表明担当委員会であり，裁定委員候補者名簿の中から，運営委員会が選任します。なお，運営委員会は，

相当と認めるときは，紛争解決手続において裁定委員であった者を見解表明担当委員に選任することができます。

ただし，運営委員会は，対象紛争について，一定の利害関係を有すると認められる者を裁定委員・見解表明担当委員に選任することはできません。また，選任後に利害関係を有することが判明した場合には，その裁定委員は解任され（自ら辞任することも可能です（細則 22 条１項２号，29 条１項２号）。），後任者が選任されます（規則 13 条，38 条）。

⑵　保険精通者

保険実務に精通する者として，協定保険会社等から推薦された者です。

⑶　日弁連センター推薦弁護士

裁定委員となるに相応しい経験と見識を有する者として，日弁連リーガル・アクセス・センターから推薦された弁護士です。

⑷　学識経験者

保険に関する豊かな学識を有すると認められる研究者等で，協定保険会社等及び日弁連が同意した者です。

⑸　裁定委員会・見解表明担当委員会の構成に関する特例

前述しましたように，紛争解決手続（和解あっせん手続，裁定手続）では，保険精通者・日弁連センター推薦弁護士・学識経験者の３名の裁定委員によって裁定委員会が構成されるのが原則です。ただし，和解あっせん手続においては，学識経験者を除く２名体制となることがあります。また，事案によっては，保険精通者及び日弁連センター推薦弁護士を各２名に増員した５名体制とする場合もあります。

見解表明担当委員会も裁定委員会同様に，保険精通者・日弁連センター推薦弁護士・学識経験者の３名の見解表明担当委員によって構成されるのが原則ですが，保険精通者及び日弁連センター推薦弁護士を各２名に増員した５名体制とすることもあります（なお，学識経験者を除いた２名体制とすることはできません）。

５　手続の実施場所

手続の実施場所は，運営委員会が指定します。弁護士費用保険ＡＤＲ運営開始から当面の間は，東京の弁護士会館（東京都千代田区霞が関１－１－３）を指定することが予定されています。紛争解決手続の期日には，当事者に出頭していただく必要がありますが（和解あっせん手続は全当事者の出頭が必要ですが，裁定手続は一部の当事者のみの出頭でも期日を開くことができます。），遠方の当事者等への配慮から，電話会議システム，ウェブ会議システム「Zoom」，テレビ会議システム（利用者が弁護士であり，かつ所属弁護士会の専用回線が空いている場合にのみ利用が可能です。）その他の通信システムであって裁定委員会が認め

たものを利用した出頭も認められています。

６　当事者外関係者の手続参加等

協定保険会社等，契約者等又は受任弁護士であって，申立人にも相手方にもなっていない方（当事者外関係者）が，弁護士費用保険ＡＤＲに係属している紛争解決手続に参加したい場合には，裁定委員会の承認を得て，利害関係人として手続に参加することができます（【書式１４】【書式１５】参照）。なお，裁定委員会から当事者外関係者に手続参加や資料提供を依頼する場合もあります（【書式１７】【書式１８】参照）。

第２　紛争解決手続

１　申立てに関する注意点

⑴　申立書の作成（【書式１】参照）

和解あっせん手続，裁定手続の申立ては，書面で行います。申立書には，以下の事項を記載して下さい。

ア　当事者の氏名，住所（法人の場合は名称，所在地。以下同じ。）

申立人及び相手方の氏名，住所を記載します。

当事者である弁護士については，職務上の氏名，事務所の所在地を記載します。

なお，紛争解決手続に関する書類は，申立書に記載された書類送付先に送付されることになります。

イ　代理人の名称，所在地

当事者に代理人がある場合には，代理人の名称，住所（弁護士の場合は職務上の氏名，事務所所在地）を記載します。

弁護士，弁護士法人以外を代理人に選任しようとするときは，裁定委員会の承認を得て下さい。当事者が法人の場合に従業員を代理人とする場合も同様です。（規則 10 条）

弁護士法人を代理人に選任した場合，当該弁護士法人は，社員又は使用人から，代理人の職務を行う弁護士を指名し，裁定委員会に届け出る必要があります。代理人の職務を行うべき弁護士を変更した場合にも，届け出が必要です。

代理人を選任する場合には，申立書の添付書類として，委任状【書式２】を提出して下さい。

ウ　当事者以外の名称，所在地

当事者以外に協定保険会社等，契約者等，受任弁護士があるときは，その氏名，住所（弁護士の場合は職務上の氏名，事務所所在地）を記載します。

エ　希望する紛争解決手続の種類

和解あっせん手続，裁定手続のうち，希望する手続を記載します（【書式

１】を使用する場合には，表題のいずれかを○で囲んで下さい。）。

オ　他の紛争解決手続の係属の有無

対象紛争について，裁判手続，調停手続，仲裁手続，又は他の裁判外紛争解決機関における紛争解決手続が係属しているか否かを記載します。

⑵　申立ての趣旨・申立ての理由（【書式１記載例】参照）

ア　申立ての趣旨

求める和解又は裁定の具体的な結論の部分を記載して下さい。

具体的に書きにくい場合には，「適切な解決を求める。」などと記載していただいても構いません。

イ　紛争の概要及び申立の理由

紛争の概要のほか，相手方との見解の相違点，あなたの見解が妥当であると考える具体的な理由などを記載して下さい。

⑶　申立書の添付書類

申立書には，以下の書類を添付して下さい。

ア　証拠書類の写し

イ　当事者が法人（協定保険会社等を除く。）である場合には，その代表者の資格を証する書類

ウ　手続同意書【書式３】

エ　裁定同意書【書式４】

裁定手続を申し立てる場合には，手続同意書に加えて，裁定同意書の添付が必要です。

⑷　申立書の提出

申立書は，日本弁護士連合会 弁護士費用保険ＡＤＲ（〒100-0013 東京都千代田区霞が関１－１－３）に正本・副本計２通を提出して下さい。

申立書の受付時間は，平日午前 10 時から午後４時までです。郵送による提出も可能です。なお，12 月 28 日から１月４日までの期間と土日祝日は申立ての受付ができません。

申立書が受け付けられると，申立人に対して，事件番号が付された受付通知書【書式５】が郵送されます。その後，一定の確認や審査を経た上で，受理するか否かが決定されます（なお，受付通知書は，申立受理の通知書とは異なりますので，ご注意下さい。）。

⑸　申立書の審査

提出された申立書は，運営委員会が必要な確認・審査をします。

確認・審査によって，運営委員会から，補正が求められる場合があります。審査の結果，運営委員会が受理する決定をした場合には，申立人に対して，受理通知書【書式７】とともに，手数料支払依頼書【書式８】が送付されます。この場合，指定された期日までに，所定の銀行預金口座に手数料をお振り込み下さい。また，運営委員会の指示に従い，必要通数の申立書の写しを提出して

下さい。

運営委員会は，以下の場合には，申立てを受理しない決定をすることがあります。この場合，申立人に対して，不受理通知【書式９】が送付されます。

ア　対象紛争が，日本弁護士連合会弁護士費用保険ＡＤＲの取り扱える紛争に該当しない場合（規則２条参照）又は当事者が申立てをする適格を欠く場合（規則３条参照）

イ　同一の対象紛争が他の紛争解決手続等に係属している場合

ウ　同一の対象紛争について，契約者等が，一般社団法人日本損害保険協会のそんぽＡＤＲセンター等（保険業法に基づく指定紛争解決機関）に紛争の解決を求める申立てを行う意思を有していると認められる場合

エ　同一の対象紛争について既に弁護士費用保険ＡＤＲに係属し，又は同ＡＤＲで和解等により終了している場合

オ　申立人が手続同意書又は裁定同意書を提出しない場合

カ　申立人が補正等の求めに応じない場合

なお，運営委員会は，申立てを受理する決定をした後でも，期日開催前に上記アからカのいずれかに該当することが判明した場合又は指定の期日までに手数料の支払いがない場合には，当該紛争解決申立てを取り扱わない旨の決定をすることがあります。この場合も，申立人に対して，その旨の通知【書式１０】があります。

⑹　手数料の支払い

申立人は，申立手数料を納付する必要があります。申立書の受理後に郵送されてくる手数料支払依頼書【書式８】記載の銀行預金口座に，指定の期日までに振り込む方法によって申立手数料をお支払い下さい（振込手数料は申立人負担となります。）。

なお，手数料の金額は，和解あっせん手続の場合は１万 1,000 円（税込み），裁定手続の場合は３万 3,000 円（税込み）（申立手数料１万 1,000 円（税込み）＋裁定手続手数料２万 2,000 円（税込み））です。

⑺　申立ての趣旨の変更

申立後に申立ての趣旨を変更する場合には，裁定委員会の承認が必要となります。申立ての趣旨が変更された場合，他の当事者には，変更後の内容に対する反論の機会が与えられます。

２　答弁書の作成（【書式１９記載例】参照）

相手方となった方は，答弁の趣旨，理由，立証方法を記載した答弁書【書式１９】を提出して下さい。裁定委員会から，第一回期日までに提出するよう求められる場合もあります。

答弁書には，以下の事項を記載して下さい。

⑴　申立ての趣旨に対する答弁

申立ての趣旨に対するあなたの回答や希望する結論を記載して下さい。

⑵　申立ての理由に対する答弁

まず，申立ての理由に記載されている事実のうち，あなたの認識と合致している事項については，「〇〇については，認める。」と記載して下さい。あなたの認識と合致しない事項については，「〇〇については，否認する。」と記載して下さい。また，あなたが知らない事項があれば，「〇〇については，知らない。」と記載して下さい。

次に，あなたの言い分が妥当であると考える具体的な理由を記載して下さい。証拠書類等を提出する場合には，あなたの言い分との関連性を記載して下さい。

３　和解あっせん手続

⑴　申立てから第１回期日まで

ア　申立書の審査・補正

申立書が提出され，弁護士費用保険ＡＤＲ事務局が受け付けると，受付通知書【書式５】が送付されます。その後，運営委員会による申立書の審査等が行われます。必要と認められる場合には，申立人に対し補正等が求められることがあります。

イ　契約者等への意思確認

契約者等は，保険業法に基づいて協定保険会社等が加盟する業界団体が運営する指定紛争解決機関（一般社団法人日本損害保険協会のそんぽＡＤＲセンター，一般社団法人保険オンブズマン，一般社団法人日本共済協会の共済相談所又は一般社団法人日本少額短期保険協会の少額短期ほけん相談室）に対して，紛争解決を求める申立をする権利を有しています。その権利行使を阻害しないようにするため，弁護士費用保険ＡＤＲでは，契約者等が上記機関への申立意思を有していると認められる場合には紛争解決の申立てを受理しない取り扱いとするとともに，申立書に契約者等の情報を記載していただき，申立てを受け付けた段階で契約者等に上記機関への申立意思の照会を行います（【書式６】参照）。

ウ　受理

審査・確認等の結果，運営委員会が和解あっせんの申立てを受理する決定をしたときは，申立人に対しその旨が通知されます（【書式７】）。

申立人は，紛争解決申立てが受理された場合は，運営委員会からの求めに応じて，必要な通数の申立書の写しを追加して提出して下さい。

エ　申立手数料の支払い

申立人は，和解あっせんの申立手数料として１万 1,000 円（税込み）を日弁連に支払う必要があります。受理通知書【書式７】とともに送付される手数料支払依頼書【書式８】記載の銀行預金口座に，指定の期日までに振り込む方法によってお支払い下さい（振込手数料は申立人負担となります。）。

なお，いったん支払われた手数料は，理由の如何に関わらず返金できませんので御注意下さい。

申立手数料の支払い後，弁護士費用保険ＡＤＲと申立人との間で期日調整のための連絡を行い，第１回期日が決定されます。決定した期日は期日通知書【書式１１】によって通知されます。

オ　裁定委員の選任

申立書が受理されると，裁定委員候補者名簿の中から当該和解あっせん手続を担当する裁定委員が選任され，裁定委員会が組織されます。

ただし，対象紛争について，一定の利害関係を有すると認められる者（規則 13 条２項各号に掲げる者）が裁定委員に選任されることはありません。また，裁定委員の選任後に，裁定委員に対象紛争についての一定の利害関係があることが判明した場合には，当該裁定委員は辞任又は解任となり，速やかに後任の委員が選任されます。

オ　手続実施場所の指定

和解あっせん手続の実施場所は，運営委員会によって指定されます。弁護士費用保険ＡＤＲ運営開始から当面の間は，東京の弁護士会館（〒100-0013 東京都千代田区霞が関１－１－３）を指定することが予定されています。

カ　相手方の応諾意思の確認

裁定委員会が組織されると，同委員会により，速やかに，相手方に対し，和解あっせん手続に応じるか否かの意思確認が行われます（【書式１２】参照）。

裁定委員会からの意思確認を受けた相手方は，和解あっせん手続に応じるときは，手続同意書【書式３】を裁定委員会に提出する必要があります。

相手方が和解あっせん手続に応じる意思を示さない場合は，裁定委員会から当該手続へ応じるよう書面による勧告【書式１３】がなされる場合があります。

第１回期日前において相手方が和解あっせんを拒み，又は和解あっせんに応じる意思がないと認められる場合には，和解あっせん手続が終了されることがあります。

キ　利害関係人の参加

協定保険会社等，契約者等（保険契約者又は被保険者）又は受任弁護士であって，紛争解決手続の申立人・相手方となっていない者（当事者外関係者）は，利害関係人として，和解あっせん手続への参加申出【書式１４】をすることができます。この場合，手続に参加しようとする当事者外関係者は，手続同意書【書式３】を裁定委員会に提出しなければなりません。なお，利害関係人は，当事者と同様に代理人を選任することがでます。利害関係人から手続参加申出があった場合，裁定委員会は参加を承認するか否かを決定して通知します（【書式１５】【書式１６】）。

また，裁定委員会は，当事者外関係者に対して，和解あっせん手続への参加又は審理に必要な資料の提供を求めることがあります（【書式１７】【書式１８】）。

ク　答弁書の提出

和解あっせん手続に応じる意思を示した相手方は，第１回期日の１週間前までに，答弁の趣旨，理由及び立証方法を記載した答弁書（【書式１９】参照）を提出していただくようお願いします。

ケ　申立てにより求める和解内容の変更

申立人は，裁定委員会が承認した場合には，請求の趣旨（希望する和解内容）を変更することができます。この場合，相手方及び紛争解決手続に参加した利害関係人には，変更後の内容に対する答弁及び主張をする機会が与えられます。

⑵　期日

ア　非公開・禁止事項

和解あっせん手続は，非公開で行われます。当事者，代理人，参加を認められた利害関係人でなければ手続に立ち会えません。また，当事者等が録音又は写真・動画の撮影をすることは禁じられています。（規則 18 条）

なお，運営委員，裁定委員，事務局には守秘義務が課されています。

イ　当事者の出頭

和解あっせん期日には,当事者の全員が出頭する必要があります。ただし，当事者は，裁定委員会の承認を得て，電話会議システム，ウェブ会議システム「Zoom」，テレビ会議システム（利用者が弁護士であり，かつ所属弁護士会の専用回線が空いている場合にのみ利用が可能です。）その他の通信システムであって裁定委員会が認めたものを利用して出頭することができます。

ウ　審理方法

和解あっせん手続は，口頭審理を原則とします。前述したように，第１回期日までに申立書及び答弁書の提出を求めることになりますが，期日においては，全当事者出頭のもとで，裁定委員を交えた口頭での適宜のやり取りによって審理を進めます。

なお，裁定委員長は，同じ裁定委員会の他の裁定委員に手続の指揮を委ねることができます。

エ　回数

原則として，３回以内の和解あっせん期日でその審理を結了するものとされています。

⑶　裁定手続への移行

当事者の間において裁定手続へ移行することについて合意が成立して，その全員から裁定同意書【書式４】が提出された場合は，和解あっせん手続から裁定手続へ移行することができます。手続が移行した場合には，当事者にその旨

通知されます【書式２０】。

⑷　和解の成立

和解あっせん手続において当事者間で和解が成立したときは,当該当事者は,和解契約書（【書式２１】参照）を作成し，裁定委員が和解成立の立会人としてこれに署名押印します。

⑸　終了

和解が成立した場合のほか，申立人が紛争解決申立てを取り下げる等所定の場合には，和解あっせん手続は終了します（規則 25 条１項，12 条１項１～３号）。

また，裁定委員会は，和解成立が見込めないような所定の場合には，和解あっせん手続を終了することができます（規則 25 条２項）。

和解成立以外の事由によって和解あっせん手続が終了した場合には，裁定委員会から当事者等にその旨が通知【書式２２】されます。

４　裁定手続～和解あっせん手続との相違点を中心に

⑴　申立てから第１回期日まで

紛争解決手続申立ての当初から，和解あっせん手続ではなく裁定手続を選択した場合，当該申立てが受理されると（規則 12 条１項），裁定手続が開始されます。

また，和解あっせん手続後に，当事者間において裁定手続へ移行することにつき合意が成立して当事者の全員から裁定同意書が提出された場合にも，裁定委員会の判断により裁定手続が開始されます。

⑵　裁定手続手数料の支払

裁定手続の開始を求める者は，申立手数料（１万 1,000 円（税込み）とは別に，裁定手続手数料（２万 2,000 円（税込み））を支払う必要があります。この場合において，複数名の当事者が裁定手続の開始を求める場合は，１名が支払う方法又は複数名の当事者が分担して支払う方法のいずれでも構いませんが,どなたがいくらお支払いになれるかにつき，ＡＤＲ事務局までお知らせ願います。

裁定手続手数料は，手数料支払依頼書【書式８】記載の銀行預金口座に振り込む方法によってお支払い下さい（振込手数料の負担もお願いします。）。

なお，指定された期日までに裁定手続手数料の支払いがない場合には，裁定手続は終了します。

⑵　期日

裁定手続は，和解あっせん手続と異なり，書面審理を原則としますが，裁定委員会が必要と認めた場合には口頭審理を行う場合があります（規則 18 条 4 項）。また，当事者の一部のみの出頭による期日開催が可能です（規則 20 条ただし書き）。なお，和解あっせん手続と同じく手続は非公開であり，撮影や録

音は禁止されています。（規則 18 条）

⑶　和解あっせん手続への移行

裁定委員会が相当と認めた場合，当事者の意向を確認した上で，紛争解決手続を裁定手続から和解あっせん手続に移行させることがあります。その場合には，当事者のその旨通知【書式２０】されます。

⑷　裁定と受諾意思の確認

裁定委員会が裁定をしたときは，裁定書【書式２３】が作成され，その写しが当事者に交付又は送付されます。

裁定書は，裁定委員長による署名押印と他の裁定委員による記名がなされ，裁定委員会が達した結論とその理由等が記載されます。

裁定委員会が裁定書の写しを当事者に交付又は送付した後，当事者は，裁定委員会から裁定を受諾するか否かの意思を確認されます（【書式２４】参照）。すべての当事者が裁定を受諾する旨の意思を示した場合，当事者の間で裁定を内容とする和解が成立したものとみなして和解契約書（【書式２１】参照）が作成され，当事者はこれに署名押印します。

⑸　終了

申立人が裁定手続に係る紛争解決申立てを取り下げる（【書式２５】参照）等所定の場合には，裁定手続は終了します（規則 32 条１項）。

第３　見解表明手続

１　見解表明を求める申立て

⑴　申立てが可能な場合

紛争解決手続の当事者は，一定の事由によって紛争解決手続が終了した場合，見解表明を求める申立てをすることができます。見解表明を求める申立てができる具体例としては，以下の場合があります（規則 35 条１項）。

・申立人が紛争解決手続の申立てを取り下げた場合
・相手方から手続同意書又は裁定同意書の提出がない場合
・相手方が和解あっせんを拒んだ場合
・当事者が和解あっせん期日に出頭しない場合
・和解成立の見込みがない場合
・その他紛争解決手続を続行する必要がなく，又は続行することが不可能もしくは不相当と認められる場合

⑵　申立書の作成・提出

申立ては書面【書式２６】で行います。

⑶　見解表明手数料の支払い

見解表明を求める申立人となった方には，裁定手続手数料（２万 2,000 円（税込み））と同額の見解表明手数料をお支払いいただきます。ただし，裁定手続申立人であった方が見解表明申立人となり，既に裁定手続手数料を支払い済み

である場合には，重ねて見解表明手数料をお支払いいただく必要はありません。

２　受理

見解表明を求める申立てがあった場合，運営委員会は，見解表明をすることが必要かつ相当であると認める場合，その申立てを受理します（見解表明手数料の支払いを要する場合には，その支払いも必要です）。見解表明をすることの必要性がない，または相当でない場合とは，例えば，相手方が保有する資料等が提出されなければ重要な点についての判断ができないような事案において，紛争解決手続の段階から相手方が手続への応諾や資料の提出を一切拒んでいるような場合などです。なお，そのような場合であっても，支払い済みの見解表明手数料を返金することはできませんので，受理される見通しについて申立ての前に弁護士費用保険ＡＤＲの事務局を通じて御相談されることをお勧めします。

３　見解表明担当委員の選任

見解表明を求める申立てが受理されると，運営委員会によって，見解表明担当委員が選任され，見解表明担当委員会が組織されます。見解表明担当委員会は，裁定委員会と同じく，裁定委員候補者名簿の中から選任された保険精通者，日弁連センター推薦弁護士，学識経験者の３名によって組織されることを原則としていますが，事案の難易度等によって，さらに保険精通者と日弁連センター推薦弁護士各１名を加えた５名体制とすることもあります。また，運営委員会が相当と認めるときは，当該紛争について従前裁定委員として選任していた者が，見解表明担当委員に選任されることもあります。なお，利害関係を有する者を見解表明担当委員に選任できないことについては，裁定委員と同様です。

４　審理・調査

見解表明手続は，裁定手続と同じく，非公開であり，書面審理を原則とします。また，見解表明担当委員会は，適宜の場所及び方法で，見解表明のための調査を行うことができ，必ずしも当事者等の出頭を要する期日が開催されるわけではありません。

５　見解表明

見解表明担当委員会が見解表明をするときは，見解内容とその理由など所定の事項（規則第 40 条第２項）を記載した見解書【書式２９】を作成し，その写しを申立人に交付又は送付【書式３０】します。見解書の写しの交付又は送付を受けた申立人は，当該見解書を別の紛争解決手続（訴訟等）において利用することができます（私的鑑定書としての証拠提出など）。

６　終了

見解表明手続は，見解表明がなされたときのほか，次の場合に終了します。この場合には，申立人にその旨が通知【書式３１】されます。

①　申立人が申立てを取り下げた場合

②　弁護士費用保険ＡＤＲが取り扱うことのできない紛争（規則第 12 条１項１号～３号）であることが判明した場合

③　調査の結果，見解表明手続を続行する必要がなく，又は続行することが不可能もしくは不相当であると認められる場合

書　式　編

【書式１－①　※本人提出の場合】

和解あっせん　／　裁定　申立書

年　　月　　日

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ　御中

申　　立　　人　（※会社の場合は所在地・会社名・代表者名を記載）

住　　所：〒

氏　　名：　　㊞

電 話 番 号：

（※平日の日中に連絡が取れる番号をお書き下さい。）

連絡可能なメールアドレス：

書類送付先：□上記住所と同じ

□

相　　手　　方　（※会社の場合は所在地・会社名・代表者名を記載）

住　　所：

氏　　名：

電 話 番 号：

（申立ての趣旨）※あなたの求める和解又は裁定の内容をお書き下さい。

（紛争の概要及び申立ての理由）※紛争の内容をご説明下さい。

（当事者以外の関係者）

※申立人又は相手方となっていない保険会社等，保険契約者・被保険者又は受任弁護士がいる場合は，ご記載下さい。

保険会社等　／　保険契約者　／　被保険者　／　受任弁護士

住　　所：

氏　　名：
電話番号：

保険会社等　／　保険契約者　／　被保険者　／　受任弁護士

住　　所：

氏　　名：
電話番号：

（他の手続の係属の有無）

申立てにかかる紛争について，裁判手続，調停手続，仲裁手続又は他の裁判外紛争解決手続機関における紛争解決手続が係属していますか。

☐　係属している（手続の内容：　　）

☐　係属していない

（添付書類）

※提出する書類には☑を付け，証拠書類等については題名・標目も記載して下さい。

☐　手続同意書
☐　裁定同意書
☐　委任状
☐
☐
☐
☐
☐

【書式１－②　※代理人提出の場合（１枚目)】

和解あっせん　／　裁定　申立書

年　　月　　日

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ　御中

申　　立　　人　（※会社の場合は所在地・会社名・代表者名を記載）
住　　所：

氏　　名：
電話番号：
申 立 人 代 理 人（書類送付先）
住　　所：

氏　　名：　　㊞
電話番号：
（※平日の日中に連絡が取れる番号をお書き下さい。）
連絡可能なメールアドレス

相　　手　　方　（※会社の場合は所在地・会社名・代表者名を記載）
住　　所：

氏　　名：
電話番号：

（申立ての趣旨）※あなたの求める和解又は裁定の内容をお書き下さい。

【書式１－①記載例　※本人提出の場合】

和解あっせん　／　裁定　申立書

●●●●年●●月●●日

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ　御中

申　　立　　人　（※会社の場合は所在地・会社名・代表者名を記載）
住　　所：〒××　東京都●●区●●町●－●－●
●●●●株式会社
氏　　名：代表取締役　●　●　●　●
申 立 人 代 理 人　（書類送付先）
住　　所：〒××　●●県●●市●●●－●－●
●●●●株式会社●●支店●●部●●課
氏　　名：●　●　●　●　㊞
電話番号：●●●－●●●－●●●●
（※平日の日中に連絡が取れる番号をお書き下さい。）
連絡可能なメールアドレス：

相　　手　　方　（※会社の場合は所在地・会社名・代表者名を記載）
住　　所：〒××　●●県●●市●●－●－●　●●ビル●階
●●●●法律事務所
氏　　名：●　●　●　●
電話番号：●●●－●●●－●●●●

（申立ての趣旨）※あなたの求める和解又は裁定の内容をお書き下さい。
適切な内容の和解のあっせんを求めます。

（紛争の概要及び申立ての理由） ※紛争の内容をご説明下さい。

相手方は，後記交通事故被害者から，加害者に対する損害賠償請求の依頼を受け，被害者との間で時間制報酬方式による委任契約を締結しました（甲1）。

相手方は，申立人に対し，同委任契約に基づく弁護士報酬として●●●●円の支払いを請求しました（甲2）。

しかし，相手方が申立人に提出した執務内容報告書（甲3）を確認すると，●●●●年●●月●●日の「●●●●●●」については，時間制報酬の対象となる執務内容ではないと思われます。

また，同年●●月●●日の「●●●●●●」については，執務時間が「●●分」とされていますが，提出された成果物（甲4）からすると，それだけの執務時間を要したとは思われません。

したがって，申立人が，相手方に支払うべき適切な保険金額による和解のあっせんを求めます。

（当事者以外の関係者）

※申立人又は相手方となっていない保険会社等，保険契約者・被保険者又は受任弁護士がいる場合は，ご記載下さい。

保険会社等　／　保険契約者　／　被保険者　／　受任弁護士

住　　所：東京都●●区●●町●－●－●

氏　　名：●　●　●　●

電話番号：03－●●●●－●●●●

保険会社等　／　保険契約者　／　被保険者　／　受任弁護士

住　　所：●●県●●市●●●－●－●

氏　　名：●　●　●　●
電話番号：●●●－●●●－●●●●

（他の手続の係属の有無）

申立てにかかる紛争について，裁判手続，調停手続，仲裁手続又は他の裁判外紛争解決手続機関における紛争解決手続が係属していますか。

☐　係属している（手続の内容：　　）

☑　係属していない

（添付書類）

※提出する書類には☑を付け，証拠書類等については題名・標目も記載して下さい。

☑　手続同意書
☐　裁定同意書
☐　委任状
☑　委任契約書(甲1)
☑　保険金支払請求書(甲2)
☑　執務内容報告書(甲3)
☑　●●●●(甲4)
☐

【書式２】事件番号　２０２●－００●
（提出時において、事件番号が付されている場合）

委　任　状

私　／　当社　／　当組合　は，次の者を代理人と定め，下記の事項を委任します。

弁護士　●　●　●　●

所属弁護士会　●●弁護士会
事　務　所　〒　●●県●●市●●●●●●
●●●●法律事務所
電　　話　●●●●●●●●●●
Ｆ　Ａ　Ｘ　●●●●●●●●●●

記

１　日本弁護士連合会弁護士費用保険ＡＤＲにおける次の紛争解決手続及び見解表明手続に関する一切の件
申立人：●●●●
相手方：●●●●
２　上記事件の和解の件
３　上記事件の取下げの件
４　復代理人の選任

年　　月　　日

住　所

氏　名　　㊞

【書式２－２】

通　知　書

コメントの追加 [Wユ1]: 権限規定や権限表等の資料により、その紛争となっている分野が申立名義人の役職で判断可能となっていることを証明していただければ本通知書は不要です。

日本弁護士連合会　御中

当社は，次の役職にある者に，日本弁護士連合会弁護士費用保険ＡＤＲにおける紛争解決及び見解表明手続に関する一切の権限（同手続における代理人選任権を含む。）を付与していることを通知致します。

【役職名】

1　・・・・・・・・・・・

2　・・・・・・・・・・・

3　・・・・・・・・・・・

年　　月　　日

〒

東京都●●区●●町●－●－●

●●●●株式会社

代表取締役　　●　　●　　●　　●　　㊞

別記様式第３号（第１２条関係）
事件番号：●●●●●●●●
（提出時において、事件番号が付されている場合）

●●●●年●●月●●日

日本弁護士連合会　御中

弁護士費用保険ＡＤＲ申立人／相手方／利害関係人
●　●　●　●
（署名又は記名押印してください。弁護士であって、職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名を記載してください。）

手続同意書

弁護士費用保険ＡＤＲの紛争解決手続を利用するに当たり、下記の事項に同意します。

記

１　貴連合会の弁護士費用保険に関する紛争解決機関の設置及び手続に関する規則（規則第１８２号）及び弁護士費用保険に関する紛争解決機関の設置及び手続に関する細則の規定に従って紛争解決手続を進めること。

２　紛争解決申立てについて、当事者となっていない関係者（保険会社等、保険契約者若しくは被保険者又は受任弁護士等）があるときは、当該関係者に対して、弁護士費用保険ＡＤＲから、当該申立てがあった事実及び申立ての内容について、通知されることがあること。

３　紛争解決手続において提出された資料が、見解表明手続における調査のために見解表明担当委員会に提供されることがあること。

４　弁護士費用保険ＡＤＲに対して提供した情報について、運営委員会において情報共有されることがあること並びに当事者等が特定されない形で、学術研究等に供する目的で研究会等に報告されることがあること及び弁護士費用保険ＡＤＲの制度改善等の目的で貴連合会の関連委員会に情報提供されることがあること。

以上

別記様式第４号（第１２条関係）

事件番号：●●●●●●●●

（提出時において、事件番号が付されている場合）

●●●●年●●月●●日

日本弁護士連合会　御中

弁護士費用保険ＡＤＲ申立人／相手方／利害関係人

●　●　●　●

（署名又は記名押印してください。弁護士であって、職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名を記載してください。）

裁定同意書

弁護士費用保険ＡＤＲの裁定手続を利用するに当たり、貴連合会の弁護士費用保険に関する紛争解決機関の設置及び手続に関する規則（規則第１８２号）及び弁護士費用保険に関する紛争解決機関の設置及び手続に関する細則の規定に従って裁定手続を進めること並びに裁定委員会による裁定がされた場合は、その内容を尊重し、受諾するよう努めることに同意します。

以上

【書式５】

受付通知書

年　　月　　日

●　●　●　●　様

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ事務局
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

冠省

この度、　貴殿　／　貴社　／　貴組合　から提出されました弁護士費用保険ＡＤＲに対する　紛争解決申立書　／　見解表明申立書　を受け付けましたので、通知致します。

貴殿の申立ての事件番号は、下記のとおりです。

また、今後、当ＡＤＲ運営委員会において申立書の審査等を行い、貴殿からの申立てを受理するか否かを決定いたします。その結果につきましては、改めて通知いたしますので、それまでお待ち下さい。

なお、申立てが、複数の申立てを内容とする場合には、追って複数扱いとする旨の御通知をさせていただく場合がございます。あらかじめ御承知おき願います。

草々

記

事件番号：●●●●●●●●

【書式６】

ご　通　知

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ事務局
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて，この度，日本弁護士連合会が運営する弁護士費用保険ＡＤＲに，別紙記載のとおり紛争解決手続の申立てがありました。この申立ての対象である弁護士費用保険（保険金により弁護士費用が賄われる保険）においては，貴殿が　保険契約者　／　被保険者　となっております（申立ての内容は，同封の申立書をご確認下さい。）。

貴殿には，当該紛争について，弁護士費用保険ＡＤＲとは別個の紛争機関への紛争解決申立てを行う独自の権利があります。貴殿がこの権利を行使される意思を有しておられる場合には，弁護士費用保険ＡＤＲは申立人からの紛争解決申立てを受理しない取扱いとなっております。

つきましては，弁護士費用保険ＡＤＲとは別の**上記機関に対して紛争解決の申立てを行う意思の有無の確認のため**，**本書面到着後１０日までに（必着）**，別紙記入欄に必要事項を記入の上，同書面（写しでも構いません。）を**郵送又はＦＡＸにてご返送**下さいますようお願い申し上げます（なお期間内に返送がない場合には，上記機関に対して紛争解決の申立てを行う意思はないものとして弁護士費用保険ＡＤＲにおける手続を進めさせていただきます。）。

また，弁護士費用保険ＡＤＲにおける申立人・相手方間の紛争解決手続について，貴殿は，利害関係人として手続に参加することもできます。手続への参加を希望される場合には，弁護士費用保険ＡＤＲ事務局までお問い合わせ下さい。

敬具

※別個の申立機関は，あなたが加入されている保険会社によって異なります。
・日本の損害保険会社の場合：一般社団法人日本損害保険協会のそんぽＡＤＲセンター
・日本の少額短期保険会社の場合：一般社団法人日本少額短期保険協会の少額短期ほけん相談室
・外国の損害保険会社の場合：一般社団法人保険オンブズマン
・共済組合の場合：一般社団法人日本共済協会の共済相談所

（同封書類）
　和解あっせん申立書　／　裁定　申立書

【書式６】　　（別紙）

１　申立てのあった紛争解決手続
　事件番号：●●●●●●●●
　手続の種類：　和解あっせん手続　／　裁定手続
　申立人：●●●●
　相手方：●●●●

---（返信用記入欄）----------

年　　月　　日

弁護士費用保険ＡＤＲ　御中（FAX：03-3580-2866）

私は，上記申立人から上記相手方に対し，弁護士費用保険ＡＤＲに解決を申し立てられた紛争に関し，他の紛争解決機関に紛争解決を申し立てる意思について以下のとおり回答します。

※該当する□にレ印をつけてください。

□　申し立てる意思がない

□　申し立てる意思がある

※申し立てる紛争解決機関が決定している場合は，以下のうち該当するものの□にレ印をつけてください。

□　一般社団法人日本損害保険協会のそんぽＡＤＲセンター
□　一般社団法人日本少額短期保険協会の少額短期ほけん相談室
□　一般社団法人保険オンブズマン
□　一般社団法人日本共済協会の共済相談所

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【書式７】

受　理　通　知

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ運営委員会
委員長　●　●　●　●
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

冠省

貴殿　／　貴社　／　貴組合　からの弁護士費用保険ＡＤＲに対する下記紛争解決手続の申立てについて，審査の結果，受理することを決定しましたので通知致します。

同封の手数料支払依頼書記載の銀行預金口座に，指定された期日までに，所定の手数料をお振り込み下さい。

また，相手方及び裁定委員用として，当ＡＤＲに提出された申立書類（申立書・証拠書類）の写し 各●通（原本１通のほかは写しで結構です。）を追加してご提出下さい。

手数料のお振り込み及び写しのご提出後に，第１回期日の日程を調整するためのご連絡を差し上げますので，よろしくお願い申し上げます。

草々

記

事件番号：●●●●●●●●
手続の種類：　和解あっせん手続　／　裁定手続
相手方：●●●●●

（同封書類）
　手数料支払依頼書

【書式８】
事件番号：●●●●●●●●

手数料支払依頼書

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会
（T 6010005003966）
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

下記のとおり必要手数料を期限までに指定銀行預金口座にお振り込み下さい（振込手数料は貴殿のご負担となります。）。

なお、いったん振り込まれた手数料は、**理由の如何を問わず返還されません**のでご注意下さい。また、領収書は振込票等の控えをもって代替願います。

記

１　**必要手数料：●円（税込み）**〔10%対象額　●円　　消費税額　●円〕
（内訳）
□申立手数料　　（11,000 円（税込み））
□裁定手数料　　（22,000 円（税込み））
□見解表明手数料（22,000 円（税込み））

２　**支払期限：本書面到着後１０日以内**

３　**指定銀行預金口座**
銀行名　　三菱ＵＦＪ銀行　東京公務部支店（店番３００）
口座番号　（普通）１８５
口座名義　日本弁護士連合会（ニホンベンゴシレンゴウカイ）

※お振込みは、申立人名義にて、先頭に頭書の「事件番号」を付けてください。
（例）　●●●●●●●ニチベンレンタロウ
↑　事件番号

以上

【書式９】

不受理通知（紛争解決申立て）

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ運営委員会
委員長　●　●　●　●
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

冠省

貴殿からの弁護士費用保険ＡＤＲに対する下記紛争解決申立てについて，審査の結果，下記理由により受理しないことを決定しましたので通知致します。

草々

記

１　対象紛争解決申立て

事件番号：●●●●●●●●

相手続の種類：　和解あっせん手続　／　裁定手続

相手方：●●●●

２　理由

□当ＡＤＲが取り扱うことができない紛争又は申立人となる資格がないと認められるため

□当該紛争について，既に裁判手続，調停手続，仲裁手続又は他の裁判外紛争解決機関における紛争解決手続が係属しているため

□保険契約者又は被保険者が他の紛争解決機関への紛争解決申立てを行う意思を有しているため（そんぽＡＤＲセンター　／　保険オンブズマン　／　共済相談所　／　少額短期ほけん相談室）

□当該紛争について，既に弁護士費用保険ＡＤＲに係属し，又は同ＡＤＲにおける手続が和解の成立もしくは裁定もしくは見解表明によって終了しているため

□手続同意書又は裁定同意書の提出がないため

□申立書の補正等の求めに応じないため

【書式１０】

不取扱通知（紛争解決申立て）

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ運営／裁定委員会
委員長　●　●　●　●
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

冠省

貴殿から弁護士費用保険ＡＤＲに申し立てられた下記紛争解手続について，下記理由により本ＡＤＲでは取り扱わないことを決定しましたので通知致します。

草々

記

１　対象紛争解決手続

事件番号：●●●●●●●●

手続の種類：　和解あっせん手続　／　裁定手続

相手方：●●●●

２　理由

□当ＡＤＲが取り扱うことができない紛争又は申立人となる資格がないと認められるため

□当該紛争について，既に裁判手続，調停手続，仲裁手続又は他の裁判外紛争解決機関における紛争解決手続が係属しているため

□保険契約者又は被保険者が他への紛争解決申立てを行う意思を有しているため

（そんぽＡＤＲセンター　／　保険オンブズマン　／　共済相談所　／　少額短期ほけん相談室）

□当該紛争について，既に弁護士費用保険ＡＤＲに係属し，又は同ＡＤＲにおける手続が和解の成立もしくは裁定もしくは見解表明によって終了しているため

□手続同意書又は裁定同意書の提出がないため

□申立書の補正等の求めに応じないため

□指定された期日までに必要な手数料の支払いがないため

【書式１１】

事件番号：●●●●●●●● 申立人：●●●●，相手方：●●●●

期日通知書

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ裁定委員会
委員長　●　●　●　●
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

頭書事件にかかる　和解あっせん手続　／　裁定手続　／　見解表明手続　の審理のため，下記日時・場所・裁定委員会において期日を開催しますので通知致します。

審理のために書面を提出される場合には，期日の**３週間前**までに，各●通の書面を当ＡＤＲ宛てにご提出下さい。

なお，期日への出頭については，直接開催場所にお越しいただく方法のほか，裁定委員会が認めた**通信システムを利用する方法での出頭も可能**ですので，希望する方法を下記記入欄にご記入の上，本書面（写しでも構いません）を郵送又はＦＡＸにてご返送下さい。

以上

記

日　　時：●●●●年●●月●●日●●時～
場　　所：東京都千代田区霞が関１－１－３
　　弁護士会館●●階●●●●会議室
裁定委員会：委員長　●　●　●　●（弁護士）
　　委員　●　●　●　●（保険精通者）
　　委員　●　●　●　●（学識経験者）

---（返信用記入欄）----------

年　　月　　日

日本弁護士連合会
弁護士費用保険ＡＤＲ　御中（FAX：03-3580-2866）

以下の方法による出頭を希望します。

□直接出頭
□電話会議（電話番号：　　）
□弁護士会におけるＴＶ会議
□Zoom によるウェブ会議

事件番号：●●●●●●●●

氏名：

連絡可能なメールアドレス：

【書式１１－２】

事件番号：●●●●●●●●
申立人：●●●●，相手方：●●●●

見解表明担当委員通知書

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ運営委員会
委員長　●　●　●　●
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

頭書事件にかかる見解表明手続に関し、以下のとおり見解表明担当委員を選任しましたので、その旨通知します。

記

見解表明担当委員長　●　●　●　●（弁護士）
見解表明担当委員　●　●　●　●（保険精通者）
見解表明担当委員　●　●　●　●（学識経験者）

以上

【書式１１－３】

事件番号：●●●●●●●● 申立人：●●●●、相手方：●●●●

裁定委員等変更通知書

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ運営委員会
委員長　●　●　●　●
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

頭書事件にかかる　和解あっせん手続　／　裁定手続　／　見解表明手続　に関し、選任済みの　裁定委員　／　見解表明担当委員　のうち、●名が辞任となり、新たに以下のとおり選任しましたので、その旨通知します。

記

辞任となった　裁定委員　／　見解表明担当委員　■　■　■　■（保険精通者）
新たに選任した　裁定委員　／　見解表明担当委員　▲　▲　▲　▲（同上）

（変更後の　裁定委員／見解表明担当委員　会）
　裁定委員　／　見解表明担当委員長　○　○　○　○（弁護士）
　裁定委員　／　見解表明担当委員　▲　▲　▲　▲（保険精通者）
　裁定委員　／　見解表明担当委員　◆　◆　◆　◆（学識経験者）

以上

【書式１２】

ご　通　知

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ裁定委員会
委員長　●　●　●　●
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて，この度，　貴殿　／　貴社　／　貴組合　を相手方として，日本弁護士連合会が運営する弁護士費用保険ＡＤＲに対し，別紙記載１のとおり申立人から紛争解決手続の申立てがありました。

つきましては,別紙記載２の日時･場所において審理期日を開催する予定ですので，手続応諾の意思及び出頭の可否について，本書面到着後１４日以内に（必着），別紙記入欄に必要事項をご記入の上，同用紙（写しでも構いません）を郵送又はＦＡＸにてご返送下さい。また，手続に応諾される場合には，同封の　手続同意書　／　手続同意書及び裁定同意書　に署名押印の上，ご提出いただくともに，期日の３週間前までに，各●通の答弁書（原本１通のほかは写しで結構です。）を当ＡＤＲ宛てにご提出下さいますようお願い申し上げます。

また，期日への出頭については，直接開催場所にお越しいただく方法のほか，裁定委員会が認めた通信システムを利用する方法での出頭も可能ですので，希望する方法も併せてご回答下さい。

なお，当ＡＤＲにおける手続の進行等については，同封のマニュアルをご参照下さい。

敬具

（同封書類）

和解あっせん　／　裁定　申立書
手続同意書　／　手続同意書及び裁定同意書
弁護士費用保険ＡＤＲマニュアル

（別紙）

１　紛争解決手続

事件番号：●●●●●●●●

手続の種類：　和解あっせん手続　／　裁定手続

申立人：●●●●

申立の内容：同封の申立書記載のとおり

２　予定審理期日

日　　時：●●●●年●●月●●日●●時～

場　　所：東京都千代田区霞が関１－１－３

弁護士会館●●階●●●●会議室

裁定委員会：委員長　●　●　●　●（弁護士）

委　員　●　●　●　●（保険精通者）

委　員　●　●　●　●（学識経験者）

---------- （返信用記入欄） ----------

年　　月　　日

日本弁護士連合会

弁護士費用保険ＡＤＲ　御中（FAX：03-3580-2866）

私は，上記紛争解決手続について，以下のとおり回答します。

１　手続応諾意思の有無

□ある（２以下についてもご回答下さい）　　□ない

２　上記予定審理期日への出頭の可否

□可　　□不可

３　希望する出頭方法

□直接出頭

□電話会議（電話番号：　　）

□弁護士会におけるＴＶ会議

□Zoom によるウェブ会議

氏 名：

電話番号：　　（※平日の日中に連絡が取れる番号をお書き下さい。）

連絡可能なメールアドレス：

【書式１３】

手続応諾勧告書

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ裁定委員会
委員長　●　●　●　●
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

冠省

この度，　貴殿／　貴社　／　貴組合　を相手方として，日本弁護士連合会が運営する弁護士費用保険ＡＤＲに対し，別紙記載１のとおり申立人から紛争解決手続の申立てがありました。そのため，先般，　貴殿　／　貴社　／　貴組合　に対して手続応諾の意思確認をさせていただきましたところ，応諾する意思がない旨の回答をいただきました。しかしながら，本件申立てにかかる紛争につきましては，当ＡＤＲにおいて解決を図ることの有益性が高いと思料致します。

つきましては，当ＡＤＲにおける紛争解決手続に応諾していただきますよう本書をもって勧告致します。

また，先般ご通知申し上げましたように，別紙記載２の日時・場所において審理期日を開催する予定ですので，手続応諾の意思及び出頭の可否等について，改めて**本書面到着後７日以内に（必着）**，別紙記入欄に必要事項をご記入の上，同用紙（写しでも構いません）を郵送又はＦＡＸにてご返送下さいますようお願い申し上げます。

草々

（別紙）

１　紛争解決手続

事件番号：●●●●●●●●

申立人：●●●●

手続の種類：　和解あっせん手続　／　裁定手続

２　予定審理期日

日時：●●●●年●●月●●日●●時～

場所：東京都千代田区霞が関１－１－３

弁護士会館●●階●●●●会議室

---------- （返信用記入欄） ----------

年　　月　　日

日本弁護士連合会

弁護士費用保険ＡＤＲ　御中（FAX：03-3580-2866）

私は，上記紛争解決手続について，以下のとおり回答します。

１　手続応諾意思の有無

□ある（２以下についてもご回答下さい）

□ない

２　上記予定審理期日への出頭の可否

□可

□不可

３　希望する出頭方法

□直接出頭

□電話会議（電話番号：　　）

□弁護士会におけるＴＶ会議

□Zoom によるウェブ会議

氏 名：

電話番号：

（※平日の日中に連絡が取れる番号をご記載下さい。）

【書式１４－①　※本人提出の場合】

事件番号：●●●●●●●●
申立人：●●●●，相手方：●●●●

手続参加申出書

年　　月　　日

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ　御中

利 害 関 係 人　（※会社の場合は会社名・代表者名を記載）
住　　所：〒

氏　　名：　　㊞

電 話 番 号 ：
（※平日の日中に連絡が取れる番号をお書き下さい。）
連絡可能なメールアドレス：

私　／　当社　／　当組合　は，頭書事件にかかる紛争について，　協定保険会社等　／　保険契約者　／　被保険者　／　受任弁護士　の地位にありますので，頭書事件の紛争解決手続に利害関係人として参加いたしたく申し出ます。

（添付書類）
※提出する書類に☑を付け，証拠書類等を提出する場合は題名・標目も記載して下さい。

☐　手続同意書　／　手続同意書及び裁定同意書
☐　委任状
☐
☐
☐

【書式１４－②　※代理人提出の場合】

事件番号：●●●●●●●●
申立人：●●●●，相手方：●●●●

手続参加申出書

年　　月　　日

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ　御中

利 害 関 係 人　（※会社の場合は会社名・代表者名を記載）
住　　所：〒

氏　　名：
電 話 番 号 ：

上 記 代 理 人
住　　所：〒

氏　　名：　　㊞
電 話 番 号 ：
（※平日の日中に連絡が取れる番号をお書き下さい。）
連絡可能なメールアドレス

（　私　／　当社　／　当組合　）は，頭書事件にかかる紛争について，（　協定保険会社等　／　保険契約者　／　被保険者　／　受任弁護士　）の地位にありますので，頭書事件の紛争解決手続に利害関係人として参加いたしたく申し出ます。

（添付書類）

※提出する書類に☑を付け，証拠書類等を提出する場合は題名・標目も記載して下さい。

☐　手続同意書　／　手続同意書及び裁定同意書
☐　委任状
☐
☐

【書式１５】

事件番号：●●●●●●●●
申立人：●●●●，相手方：●●●●

参加承認通知書

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ裁定委員会
委員長　●　●　●　●
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

貴殿からの頭書事件にかかる手続参加申出について，当裁定委員会は参加を承認しましたので通知致します。

次回期日は下記のとおりですので，書面を提出される場合には，期日の**１週間前**までに，**各●通（原本１通のほかは写しで結構です。）**の書面を当ＡＤＲ宛てにご提出下さい。

なお，期日への出頭については，直接開催場所にお越しいただく方法のほか，裁定委員会が認めた**通信システムを利用する方法での出頭も可能**ですので，希望する方法を下記記入欄にご記入の上，本書面（写しでも構いません）を郵送又はＦＡＸにてご返送下さい。

以上

記

日　　時：●●●●年●●月●●日●●時～
場　　所：東京都千代田区霞が関１－１－３
　　弁護士会館●●階●●●●会議室
裁定委員会：委員長　●　●　●　●（弁護士）
　　委員　●　●　●　●（保険精通者）
　　委員　●　●　●　●（学識経験者）

---（返信用記入欄）----------

年　　月　　日

弁護士費用保険ＡＤＲ　御中（FAX：03-3580-2866）

以下の方法による出頭を希望します。

□直接出頭

□電話会議（電話番号：　　）

□弁護士会におけるＴＶ会議

□Zoom によるウェブ会議

事件番号：●●●●●●●●

氏名：

【書式１６】

事件番号：●●●●●●●●
申立人：●●●●，相手方：●●●●

参加不承認通知書

年　　月　　日

利害関係人　●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ裁定委員会
委員長　●　●　●　●
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

貴殿からの頭書事件にかかる手続参加申出について，当裁定委員会は以下の理由により参加を承認しないこととしましたので通知いたします。

（不承認の理由）
・・・・・のため。

以上

【書式１７】

手続参加のお願い

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ裁定委員会
委員長　●　●　●　●
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて，この度，日本弁護士連合会が運営する弁護士費用保険ＡＤＲに対し，別紙記載１のとおり紛争解決手続の申立てがありました。当該申立てについては，貴殿　／　貴社　／　貴組合　は相手方とされておりませんが，当委員会において検討しましたところ，貴殿　／　貴社　／　貴組合　にも利害関係人として紛争解決手続に参加していただくことが望ましいと考えております。

つきましては，同封の　手続同意書　／　手続同意書及び裁定同意書　をご提出の上，当ＡＤＲにおける紛争解決手続に参加していただきますようお願い申し上げます。

また，別紙記載２の日時・場所において審理期日を開催する予定ですので，手続参加の意思及び出頭の可否等について，本書面到着後１０日以内に（必着），別紙記入欄に必要事項をご記入の上，同用紙（写しでも構いません）を郵送又はＦＡＸにてご返送下さいますようお願い申し上げます。

なお，期日への出頭については，直接開催場所にお越しいただく方法のほか，裁定委員会が認めた通信システムを利用する方法での出頭も可能ですので，希望する方法も併せてご回答下さい。

敬具

（別紙）

１　紛争解決手続

事件番号：●●●●●●●●

申立人：●●●●

相手方：●●●●

手続の種類：　和解あっせん手続　／　裁定手続

申立の内容：同封の申立書記載のとおり

２　予定審理期日

日時：●●●●年●●月●●日●●時～

場所：東京都千代田区霞が関１－１－３

弁護士会館●●階●●●●会議室

---（返信用記入欄）----------

年　　月　　日

弁護士費用保険ＡＤＲ　御中（FAX：03-3580-2866）

私は，上記紛争解決手続について，以下のとおり回答します。

１　手続参加意思の有無

□ある（２以下についてもご回答下さい）

□ない

２　上記予定審理期日への出頭の可否

□可

□不可

３　希望する出頭方法

□直接出頭

□電話会議（電話番号：　　）

□弁護士会におけるＴＶ会議

□Zoom によるウェブ会議

氏名：

【書式１８】

資料提供のお願い

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ裁定委員会
委員長　●　●　●　●
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて，この度，日本弁護士連合会が運営する弁護士費用保険ＡＤＲに対し，別紙記載１のとおり紛争解決手続の申立てがありました。当該申立てについては，　貴殿　／　貴社　／　貴組合　は相手方とされておりませんが，当委員会において検討しましたところ，審理のためには，　貴殿　／　貴社　／　貴組合　が保有されていると思われる別紙記載２の資料を提供していただく必要があると考えております。

つきましては，当ＡＤＲに対して，当該資料をご提供いただきますようお願い申し上げるとともに，本書面到着後１０日以内に（必着），別紙記入欄に回答をご記入の上，郵送又はＦＡＸにてご返送下さいますようお願い申し上げます。

なお，　貴殿　／　貴社　／　貴組合　は，利害関係人として当該紛争解決手続に参加することもできます。参加を希望される場合には，当ＡＤＲ事務局までお問い合わせ下さい。

敬具

（別紙）

１　紛争解決手続

事件番号：●●●●●●●●

手続の種類：　和解あっせん手続　／　裁定手続

申立人：●●●●

相手方：●●●●

申立の内容：同封の申立書記載のとおり

２　必要資料

●●●●●

---（返信用記入欄）----------

年　　月　　日

弁護士費用保険ＡＤＲ　御中（FAX：03-3580-2866）

私は，資料提供の可否について，以下のとおり回答します。

□資料提供可能

→別途，当該資料を弁護士費用保険ＡＤＲ宛てにお送り下さい。

※送料は着払いで結構です（佐川急便の場合は同封の返送用伝票がお使いいただけます。）。

□資料提供不可

氏名：

【書式１９－①　※本人提出の場合】

事件番号：●●●●●●●●
申立人：●●●●，相手方：●●●●

答　弁　書

年　　月　　日

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ　御中

相　　手　　方　（※会社の場合は所在地・会社名・代表者名を記載）
住　　所：〒

氏　　名：　　㊞
電 話 番 号 ：
（※平日の日中に連絡が取れる番号をお書き下さい。）
書類送付先：□上記住所と同じ
□

（申立ての趣旨に対する答弁）※あなたの希望する結論をお書き下さい。

（申立の理由に対する答弁）※あなたの主張をお書き下さい。

（添付書類）

※提出する書類には☑を付け，証拠書類等については題名・標目も記載して下さい。

- □　手続同意書
- □　裁定同意書
- □　委任状
- □
- □
- □
- □

【書式１９－②　※代理人提出の場合（１枚目）】

事件番号：●●●●●●●●
申立人：●●●●，相手方：●●●●

答　弁　書

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ　御中

年　　月　　日

相　　手　　方　（※会社の場合は所在地・会社名・代表者名を記載）
住　　所：

氏　　名：

電話番号：
相手方代理人（書類送付先）
住　　所：

氏　　名：　　㊞

電話番号：
（※平日の日中に連絡が取れる番号をお書き下さい。）

（申立ての趣旨に対する答弁）※あなたの希望する結論をお書き下さい。

【書式１９－①記載例　※本人提出の場合】

事件番号：●●●●●●●●
申立人：●●●●，相手方：●●●●

答　弁　書

年　　月　　日

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ　御中

相　　手　　方　（※会社の場合は所在地・会社名・代表者名を記載）
住　　所：〒　　東京都●●区●●町●－●－●

氏　　名：●　●　●　●　㊞

電 話 番 号 ：090－●●●●－●●●●
（※平日の日中に連絡が取れる番号をお書き下さい。）

書類送付先：☑上記住所と同じ
□

（申立ての趣旨に対する答弁）※あなたの希望する結論をお書き下さい。
適切な内容の和解のあっせんを求めます。

（申立の理由に対する答弁） ※あなたの主張をお書き下さい。

申立の理由第１段落及び第２段落は認めます。

申立の理由第３段落については、執務内容報告書（甲3）の記載及び成果物（甲4）を申立人に提出したことは認めますが、その評価については争いがあります。

まず、申立人は、相手方が申立人に提出した執務内容報告書（甲3）を確認すると、●●●●年●●月●●日の「●●●●●●」については、時間制報酬の対象となる執務内容ではないと主張していますが、この業務は・・・・・・との理由により時間制報酬の対象となる執務内容であると考えます。

また、申立人は、同年●●月●●日の「●●●●●●」については、提出された成果物（甲4）からすると、それだけの執務時間を要したとは思われないとも主張していますが、・・・・・・という事情があったため、これだけの時間を要したものです。

相手方としては、上記のとおり本件保険金支払請求は正当だと考えていますが、早期かつ円満な解決を図るため、ある程度の譲歩に応じる用意があります。

よって、適切な内容の和解あっせんを希望します。

以上

（添付書類）

※提出する書類には☑を付け，証拠書類等については題名・標目も記載して下さい。

☑　手続同意書

☐　裁定同意書

☐　委任状

☐

☐

☐

☐

☐

【書式２０】

事件番号　●●●●●●●●
申立人：●●●●，相手方：●●●●

手続移行通知書

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ裁定委員会
委員長　●　●　●　●
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

頭書事件の紛争解決手続を，　和解あっせん　／　裁定手続　から，　和解あっせん　／　裁定手続　に移行いたしましたので，通知します。

以上

【書式２１】

事件番号：日本弁護士連合会弁護士費用保険ＡＤＲ●●●●●●●●

和解契約書

申立人●●●●株式会社（以下「甲」という。），相手方●●●●（以下「乙」という。）及び利害関係人●●●●（以下「丙」という。）は，丙が甲に対して有する乙の弁護士費用等に関する保険金請求権について，本日，次のとおり合意した。

１　甲は，丙に対し，保険金として金●●●●円の支払い義務があることを認める。

２　甲は，丙に対し，前項の保険金を，●●●●年●●月●●日限り，丙の指示により，乙名義の●●●●銀行●●支店の普通預金口座（口座番号●●●●●●●●）に振り込んで支払う。

３　・・・・・

４　・・・・・

５　甲，乙及び丙は，本件に関し，本和解契約書に定めるもののほか，相互に何らの債権債務のないことを確認する。

以上

年　　月　　日

甲：〒　　東京都●●区●●町●－●－●
●●●●株式会社
代表取締役　●　●　●　●

甲代理人：〒　　●●県●●市●●●－●－●
●●●●株式会社●●支店●●部●●課
●　●　●　●　　㊞

乙：●●県●●市●●●－●－●　●●ビル●階
●●●●法律事務所
●　●　●　●　㊞

丙：●●県●●市●●●－●－●
●　●　●　●　㊞

立会人：

日本弁護士連合会弁護士保険ＡＤＲ裁定委員会

委員長　●　●　●　●　㊞

委　員　●　●　●　●　㊞

委　員　●　●　●　●　㊞

【書式２２】

事件番号　●●●●●●●●
申立人：●●●●，相手方：●●●●

手続終了通知書（紛争解決）

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ裁定委員会
委員長　●　●　●　●
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

頭書事件の紛争解決手続は，次の理由により終了しましたので，通知します。

（理由）
□申立てが取り下げられたため
□当ＡＤＲが取り扱えない紛争であることが判明したため又は申立書提出者が申立人となる資格がないと認められるため
□相手方から手続同意書又は裁定同意書が提出されないため
□相手方が和解あっせんを拒み，又は和解あっせんに応じる意思がないと認められるため
□当事者等の一部又は全部の者が和解あっせん期日に出頭しないため
□和解あっせん手続において，裁定委員会が調査を要すると認めたにもかかわらず，当事者等がその指揮に従わないため
□和解あっせん手続により和解成立の見込みがないと認められるため
□和解あっせん手続から裁定手続に移行したものの，裁定手続手数料の支払いがないため
□裁定後の受諾意思の確認において，当事者の一部又は全部の者が裁定を受諾しない意思を示したため
□紛争解決手続を続行する必要がなく，又は続行することが不可能もしくは不相当であると認められるため

以上

【書式２３】

事件番号：日本弁護士連合会弁護士費用保険ＡＤＲ●●●●●●●●
当　事　者：別紙当事者目録記載のとおり

裁　定　書

当裁定委員会は，頭書事件について，次のとおり裁定する。

第１　主文

申立人は，利害関係人に対し，保険金として金●●●●円の支払義務があることを認め，利害関係人の指示する相手方名義の●●●●銀行●●支店の普通預金口座（口座番号●●●●●●●●）に振り込んで支払うこと。

第２　判断の理由

１　・・・・・・

２　・・・・・・

以上

年　　月　　日

日本弁護士連合会弁護士費用保険ＡＤＲ裁定委員会

委員長　●　●　●　●　㊞

委　員　●　●　●　●　㊞

委　員　●　●　●　●　㊞

（別紙）

当事者目録

申　立　人：東京都●●区●●町●－●－●
●●●●株式会社
代表取締役　●　●　●　●

相　手　方：●●県●●市●●●－●－●　●●ビル●階
●●●●法律事務所
●　●　●　●

利害関係人：●●県●●市●●●－●－●
●　●　●　●

【書式２４】

事件番号　●●●●●●●●
申立人：●●●●，相手方：●●●●

裁定書送付兼確認書

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ裁定委員会
委員長　●　●　●　●
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

冠省

当裁定委員会は，頭書事件について裁定をしましたので，裁定書の写しをお送り致します。

つきましては，この裁定を受諾するか否かについて，本書面到着後１４日以内に（必着），下記記入欄に回答をご記入の上，本書（写しでも構いません）を郵送又はＦＡＸにてご返送下さいますようお願い申し上げます。

なお，全ての当事者・利害関係人の方々から受諾する旨の意思が確認できた場合には，裁定を内容とする和解が成立したものとみなされ，別途，和解契約書を作成することになりますので，改めてご連絡差し上げます。

草々

（別紙）

弁護士費用保険ＡＤＲ　御中（FAX：03-3580-2866）

年　　月　　日

事件番号　●●●●●●●●

氏名：　　㊞

私は，裁定員会による裁定を，

□受諾します。

□受諾しません。

【書式２５】

事件番号：●●●●●●●●
申立人：●●●●，相手方：●●●●

取　下　書

年　　月　　日

弁護士費用保険ＡＤＲ　御中

申　立　人：

申立人は，頭書事件にかかる　和解あっせん手続　／　裁定手続　／　見解表明手続　の申立てを取り下げます。

以上

【書式２６－①　※本人提出の場合】

見解表明申立書

年　　月　　日

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ　御中

申　　立　　人　（※会社の場合は所在地・会社名・代表者名を記載）

住　　所：〒

氏　　名：　　㊞

電 話 番 号 ：

（※平日の日中に連絡が取れる番号をお書き下さい。）

書類送付先：□上記住所と同じ

□

連絡の取れるメールアドレス

（紛争解決手続の事件番号）

（申立ての趣旨）※あなたの求める見解の内容をお書き下さい。

（紛争の概要及び申立ての理由）※紛争の内容をご説明下さい。

【書式２６－②　※代理人提出の場合（１枚目）】

見解表明申立書

年　　月　　日

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ　御中

申　　立　　人　（※会社の場合は所在地・会社名・代表者名を記載）
住　　所：

氏　　名：
電話番号：
申 立 人 代 理 人（書類送付先）
住　　所：

氏　　名：　　㊞
電話番号：
（※平日の日中に連絡が取れる番号をお書き下さい。）

相　　手　　方　（※会社の場合は所在地・会社名・代表者名を記載）
住　　所：

氏　　名：
電話番号：

（紛争解決手続の事件番号）

（申立ての趣旨）※あなたの求める見解の内容をお書き下さい。

【書式２６記載例　※本人提出の場合】

見解表明申立書

年　　月　　日

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ　御中

申　　立　　人　（※会社の場合は所在地・会社名・代表者名を記載）

住　　所：〒

氏　　名：　　㊞

電 話 番 号：

（※平日の日中に連絡が取れる番号をお書き下さい。）

書類送付先：□上記住所と同じ

□

連絡の取れるメールアドレス：

（紛争解決手続の事件番号）

●●●●●●●●

（申立ての趣旨）※あなたの求める見解の内容をお書き下さい。

適切な内容の見解表明を求めます。

（紛争の概要及び申立ての理由）※紛争の内容をご説明下さい。

前記紛争解決手続（事件番号:●●●●●●●●）において主張したとおりです。

【書式２７】

受　理　通　知

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ運営委員会
委員長　●　●　●　●
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

冠省

貴殿　／　貴社　／　貴組合　からの弁護士費用保険ＡＤＲに対する下記受付番号にかかる見解表明手続の申立てについて，審査の結果，受理することを決定しましたので通知致します。

見解表明担当委員用として，当ＡＤＲに提出された申立書類（申立書・証拠書類）の写し各５通（原本１通のほかは写しで結構です。）を追加してご提出下さい。

写しのご提出後に，見解表明担当委員会が審理を開始します。

なお，期日を開催する場合には，日程を調整するためのご連絡を差し上げますので，よろしくお願い申し上げます。

草々

記

事件番号：●●●●●●●●●

手数料支払依頼書（見解表明）

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会
（T 6010005003966）
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

下記のとおり必要手数料を期限までに指定銀行預金口座にお振り込み下さい（振込手数料は貴殿のご負担となります。）。

なお，いったん振り込まれた手数料は，**理由の如何を問わず返還されません**のでご注意下さい。また，領収書は振込票等の控えをもって代替願います。

記

１　必要手数料：22,000 円（税込み）

〔10%対象額 ●円　　消費税額　●円〕

（内訳）

□見解表明手数料（22,000 円（税込み））

２　支払期限：本書面到着後１０日以内

３　指定銀行預金口座

銀行名　　三菱東京ＵＦＪ銀行　東京公務部支店（店番３００）

口座番号　（普通）１８５

口座名義　日本弁護士連合会（ニホンベンゴシレンゴウカイ）

※お振込みの際には，振込人名義の前に「事件番号」を付けてお振込願います。

（例）　●●●●●●●ニチベンレンタロウ

↑　事件番号

以上

【書式２８】

不受理通知（見解表明申立て）

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ運営委員会
委員長　●　●　●　●
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

冠省

貴殿からの弁護士費用保険ＡＤＲに対する下記事件番号にかかる見解表明申立てについて，審査の結果，下記の理由により受理しないことを決定しましたので通知致します。

草々

記

１　事件番号：●●●●●●●●●

２　理由

□見解表明をする必要性又は相当性が認められないため
□見解表明手数料の支払がないため
□申立人が補正等の求めに応じないため

【書式２９】

事件番号：日本弁護士連合会弁護士費用保険ＡＤＲ●●●●●
●●● 対象者：別紙対象者目録記載のとおり

見　解　書

当見解表明担当委員会は，頭書事件について，次のとおり見解を表明する。

第１　見解の趣旨

甲は，丙に対し，保険金として金●●●●円の支払義務があることを認め，丙の指示する乙名義の●●●●銀行●●支店の普通預金口座（口座番号●●●●●●●）に振り込んで支払うことが相当である。

第２　見解の理由

・前提となる事実
・争点
・判断
・資料（事実の認定や判断の拠り所となる文献等）

以上

年　　月　　日

日本弁護士連合会弁護士保険ＡＤＲ見解表明担当委員会

委員長　●　●　●　●　㊞

委　員　●　●　●　●　㊞

委　員　●　●　●　●　㊞

（別紙）

対象者目録

甲　　：東京都●●区●●町●－●－●
　　●●●●株式会社
　　代表取締役　●　●　●　●

乙　　：●●県●●市●●●－●－●　●●ビル●階
　　●●●●法律事務所
　　●　　●　　●　　●

丙　　：●●県●●市●●●－●－●
　　●　　●　　●　　●

【書式３０】

事件番号　●●●●●●●●
申立人：●●●●

見解書送付書

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ見解表明担当委員会
委員長　●　●　●　●
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

冠省
　当見解表明担当委員会は，頭書事件について見解書を作成しましたので，その写しをお送り致します。

草々

【書式３１】

事件番号　●●●●●●●●
申立人：●●●●

手続終了通知書（見解表明）

年　　月　　日

●　●　●　●　殿

〒100－0013
東京都千代田区霞が関１－１－３
日本弁護士連合会内
弁護士費用保険ＡＤＲ見解表明担当委員会
委員長　●　●　●　●
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2866

頭書事件の見解表明手続は，次の理由により終了しましたので，通知します。

（理由）
□当ＡＤＲが取り扱えない紛争であることが判明したため又は申立書提出者が申立人となる資格がないと認められるため
□調査の結果，見解表明手続を続行する必要がなく，又は続行することが不可能もしくは不相当であると認められるため

以上

弁護士費用保険ＡＤＲ　利用マニュアル

２０２３年１０月１日　第4版（補訂版）

日本弁護士連合会（弁護士費用保険ADR運営委員会）

〒100-0013　東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館

tel:03-3580-9841　fax:03-3580-2866